

○多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成28年3月31日
告示第15—4号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 介護予防訪問介護相当サービス事業
 - 第1節 基本方針(第4条)
 - 第2節 人員に関する基準(第5条・第6条)
 - 第3節 設備に関する基準(第7条)
 - 第4節 運営に関する基準(第8条—第37条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第38条—第40条)
- 第3章 介護予防通所介護相当サービス事業
 - 第1節 基本方針(第41条)
 - 第2節 人員に関する基準(第42条・第43条)
 - 第3節 設備に関する基準(第44条)
 - 第4節 運営に関する基準(第45条—第53条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第54条—第57条)
- 第4章 短期集中予防サービス事業
 - 第1節 基本方針(第58条)
 - 第2節 人員に関する基準(第59条—第60条)
 - 第3節 設備に関する基準(第61条)
 - 第4節 運営に関する基準(第62条—第85条)
- 第5章 雑則(第86条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、[介護保険法\(平成9年法律第123号。以下「法」という。\)](#)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、指定事業者により実施するもの(以下「指定第1号事業」という。)の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるもののほか、[多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱\(平成28年多賀城市告示第15—2号\)](#)に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業 [法第115条の45第1項第1号イ](#)に規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとしてこの要綱により定められるサービス
- (2) 介護予防通所介護相当サービス事業 [法第115条の45第1項第1号ロ](#)に規定する第1号通所事業のうち旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとしてこの要綱により定められるサービス
- (3) 訪問介護指定事業者 市が指定した介護予防訪問介護相当サービス事業を提供する事業者
- (4) 通所介護指定事業者 市が指定した介護予防通所介護相当サービス事業を提供する事業者
- (5) 利用料 第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価
- (6) 第1号事業費用基準額 厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)
- (7) 法定代理受領サービス [法第115条の45の3第3項](#)の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり[法第115条の45の3第1項](#)の指定事業者(以下「指定事業者」という。)に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービス
- (8) 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

- (9) 介護予防支援事業者 [法第115条の45第1項第1号ニ](#)に規定する第1号介護予防支援事業を行うもの

(指定事業者の一般原則)

- 第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定事業者は、その指定に係る事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、[法第118条の2第1項](#)に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- (一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

第2章 介護予防訪問介護相当サービス事業

第1節 基本方針

(基本方針)

- 第4条 介護予防訪問介護相当サービス事業は、既に訪問介護を利用しており継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合又は入院前若しくは退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとして訪問介護が特に必要な場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、状態を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護及び生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第5条 訪問介護指定事業者が、当該事業を行う事業所(以下「訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たる介護福祉士又は[介護保険法施行令\(平成10年政令第412号\)第3条第1項](#)に規定する養成研修修了者(以下「訪問介護員等」という。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 2 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者([指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準\(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。\)](#)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護事業者([指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準\(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。\)](#)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等事業基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護([指定介護予防サービス等基準第4条](#)に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービス及び指定介護予防訪問介護利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 [前項](#)の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 [第2項](#)のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(平成24年厚生労働省告示第118号で定めるサービス提供責任者をいう。)であって、専ら介護予防訪問介護相当サービス事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所([指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)等を定める条例(平成25年多賀城市条例第6号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 訪問介護指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービス事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準第5条第1項](#)から[第4項](#)までに規定する人員に関する基準を満たしているもの

とみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問介護指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービス事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準第7条第1項](#)に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、[前項](#)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、[第25条](#)に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の介護予防訪問介護相当サービス事業の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問介護指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、[前項](#)の規定による文書の交付に代えて、[第4項](#)に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、訪問介護指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問介護指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問介護指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに[前項](#)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 [前項各号](#)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 訪問介護指定事業者は、[第2項](#)の規定により[第1項](#)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) [第2項各号](#)に規定する方法のうち訪問介護指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 [前項](#)の規定による承諾を得た訪問介護指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、[第1項](#)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び[前項](#)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問介護指定事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 訪問介護指定事業者は、当該訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービス事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の訪問介護指定事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 訪問介護指定事業者は、[前項](#)の被保険者証に[法第115条の3第2項](#)に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議([多賀城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例\(平成26年多賀城市条例第33号。以下「指定介護予防指定等基準条例」という。\)](#)[第31条第9号](#)に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び次の章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「介護予防支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の提供を受けるための援助)

第14条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の開始に際し、利用申込者が[介護保険法施行規則\(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。\)](#)[第83条の9各号](#)のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画([省令第83条の9第1号ニ](#)に規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を訪問介護指定事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の提供を受けることができる旨を説明すること、訪問介護指定事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の提供を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿った介護予防訪問介護相当サービス事業の提供)

第15条 訪問介護指定事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護相当サービス事業を提供しなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更の際に、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等([法第115条の45第1項第1号](#)に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるようもとめることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第16条 訪問介護指定事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行等)

第17条 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の記録)

第18条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス事業の提供日及び内容、当該介護予防訪問介護相当サービス事業について[法第115条の45の3第3項](#)の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事

項を利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した際には、提供した具体的な介護予防訪問介護相当サービス事業の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 訪問介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービス事業に係る第1号事業費用基準額から当該訪問介護指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護相当サービス事業に係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問介護指定事業者は、[前2項](#)に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護相当サービス事業を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問介護指定事業者は、[前項](#)に規定する費用の額に係る介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該介護予防訪問介護相当サービス事業の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 訪問介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービス事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第22条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を受けている利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護予防訪問介護相当サービス事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 訪問介護事業所の管理者は、当該訪問介護指定事業者の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 訪問介護事業所の管理者は、当該訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス事業の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化や介護予防訪問介護相当サービス事業に関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携を図ること。

(4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

- (9) その他介護予防訪問介護相当サービス事業の内容の管理について必要な業務を実施すること。
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(運営規程)

第25条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問介護相当サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他事業の運営に関する重要事項
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(介護等の総合的な提供)

第26条 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 訪問介護指定事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービス事業を提供できるよう、訪問介護事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、当該訪問介護事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービス事業を提供しなければならない。
- 3 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 訪問介護指定事業者は、適切な介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 訪問介護指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該訪問介護指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該訪問介護指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該訪問介護指定事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) [前3号](#)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 訪問介護指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 訪問介護指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(追加〔令和3年告示49—3号〕)

(衛生管理等)

第28条 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければ

ならない。

3 訪問介護指定事業者は、当該訪問介護指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該訪問介護指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該訪問介護指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該訪問介護指定事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(掲示)

第29条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の介護予防訪問介護相当サービス事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、[前項](#)に規定する事項を記載した書面を当該訪問介護指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、[回項](#)の規定による掲示に代えることができる。

(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(秘密保持等)

第30条 訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、当該訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 訪問介護指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第31条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第32条 訪問介護指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 訪問介護指定事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、[前項](#)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 訪問介護指定事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に関し、[法第22条](#)の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 訪問介護指定事業者は、市からの求めがあった場合には、[前項](#)の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 訪問介護指定事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会([国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)第45条第5項](#)に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う[法第176条第1項第3号](#)の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から[回号](#)の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 訪問介護指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、[前項](#)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第34条 訪問介護指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に関する利用者又はその家族からの苦情に関して、市が派遣する職員等による相談及び援助を行う事業のほか、市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 訪問介護指定事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、[前項](#)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問介護指定事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 訪問介護指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [第39条第1項第2号](#)の介護予防訪問介護計画

(2) [第18条第2項](#)に規定する提供した具体的な介護予防訪問介護相当サービス事業の内容等の記録

(3) [第22条](#)に規定する市への通知に係る記録

(4) [第33条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録

(5) [第35条第2項](#)に規定する事故の状況及び講じた処置の記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防訪問介護相当サービス事業の基本取扱方針)

第38条 介護予防訪問介護相当サービス事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービス事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たらなければならない。

4 訪問介護指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に努めなければならない。

5 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防訪問介護相当サービス事業の具体的取扱方針)

第39条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービス事業の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者は、[前号](#)の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的な介護予防訪問介護相当サービス事業の内容、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を行う期間等について定めた介護予防訪問介護計画(以下「介護予防訪問介護計画」という。)を作成すること。

(3) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。

- (5) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (6) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づく介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供状況等について、当該介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した訪問介護指定事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載した介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該訪問介護指定事業者の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

2 [前項第1号](#)から[第8号](#)までの規定は、[同項第9号](#)に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっての留意点)

第40条 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護予防の効果을最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問介護指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たり、アセスメント([指
定介護予防指定等基準条例第31条第7号](#)に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題等に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に努めること。
- (2) 訪問介護指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならない。
- (3) 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

第3章 介護予防通所介護相当サービス事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第41条 介護予防通所介護相当サービス事業は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第42条 通所介護指定事業者が、当該事業を行う事業所(以下「通所介護事業所」という。)ごとに置くべき介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる従業者(以下この章において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所介護相当サービス事業の提供日ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に生活相談員(専ら介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 介護予防通所介護相当サービス事業の単位(介護予防通所介護相当サービス事業の提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この章において同じ。)ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護指定事業者の単位ごとに、介護予防通所介護相当サービス事業を提供して

いる時間帯に介護職員(専ら介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該通所介護指定事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と介護予防通所介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該介護予防通所介護相当サービス事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 通所介護事業所の利用定員(通所介護事業所において同時に介護予防通所介護相当サービス事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、介護職員(前項の場合にあつては、看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。)を、常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービス事業に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービス事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の介護予防通所介護相当サービス事業の単位は、介護予防通所介護相当サービス事業であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所介護指定事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該介護予防通所介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、この要綱で定める当該総合事業通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第43条 通所介護指定事業者は、通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第44条 通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービス事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ 上記アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
 - (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら介護予防通所介護相当サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 通所介護指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービス事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、

それぞれ指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第45条 通所介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所介護相当サービス事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービス事業に係る第1号事業費用基準額から当該通所介護指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 通所介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービス事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービス事業に係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 通所介護指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域(その通所介護事業所が通常時に介護予防通所介護相当サービス事業を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) その他介護予防通所介護相当サービス事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。

5 通所介護指定事業者は、第3項の費用の額に係る介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該介護予防通所介護相当サービス事業の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第46条 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者の管理及び指定事業通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第47条 通所介護指定事業者は、通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所介護相当サービス事業の利用定員
- (5) 介護予防通所介護相当サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 介護予防通所介護相当サービス事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(勤務体制の確保等)

第48条 通所介護指定事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービス事業を提供できるよう、通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 通所介護指定事業者は、通所介護事業所ごとに、当該通所介護事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービス事業を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所介護指定事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ

ならない。その際、当該通所介護指定事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、[法第8条第2項](#)に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 通所介護指定事業者は、適切な介護予防通所介護相当サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 通所介護指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該通所介護指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該通所介護指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該通所介護指定事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) [前3号](#)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(業務継続計画の策定等)

第48条の2 通所介護指定事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 通所介護指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(追加〔令和3年告示49—3号〕)

(定員の遵守)

第49条 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービス事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第50条 通所介護指定事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、[前項](#)に定めるもののほか次の事項その他必要な非常災害対策を実施するよう努めなければならない。
 - (1) [前項](#)に規定する具体的計画について災害の種別(火災、地震、風水害等)に応じたものとして策定すること。
 - (2) [前項](#)に規定する具体的計画を掲示すること。
 - (3) 非常災害に備えて、非常食、飲用水、日用品等の備蓄及び自家発電装置等の確保を行うこと。
 - (4) 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力体制を整備すること。

3 通所介護指定事業者は、[第1項](#)に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4 通所介護指定事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

(衛生管理等)

第51条 通所介護指定事業者は、利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、当該通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該通所介護指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所介護指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所介護指定事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(記録等の整備)

第52条 通所介護指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所介護指定事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [第55条第1項第2号](#)の介護予防通所介護計画

(2) [次条](#)において準用する[第18条第2項](#)に規定する提供した具体的な介護予防通所介護相当サービス事業の内容等の記録

(3) [次条](#)において準用する[第22条](#)に規定する市への通知に係る記録

(4) [次条](#)において準用する[第33条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録

(5) [次条](#)において準用する[第35条第2項](#)に規定する事故の状況及び講じた処置の記録

(準用)

第53条 [第8条](#)から[第18条](#)まで、[第22条](#)、[第23条](#)、[第26条](#)及び[第29条](#)から[第36条](#)までの規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、[第8条](#)中「第25条」とあるのは「第47条」と、[第8条](#)、[第17条](#)、[第23条](#)、[第29条](#)及び[第30条](#)中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所介護相当サービス事業の基本取扱方針)

第54条 介護予防通所介護相当サービス事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービス事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図り、常にその改善を図らなければならない。

3 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たらなければならない。

4 通所介護指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による介護予防通所介護相当サービス事業の提供に努めなければならない。

5 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所介護相当サービス事業の具体的取扱方針)

第55条 介護予防通所介護相当サービス事業の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 通所介護事業所の管理者は、[前号](#)の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的な介護予防通所介護相当サービス事業の内容、介護予防通所介護相当サービス事業の提供を行う期間等について定めた介護予防通所介護計画(以下「介護予防通所介護計画」という。)を作成すること。

(3) 通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(4) 通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。

(5) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。

- (6) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、介護予防通所介護相当サービス事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) 通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づく介護予防通所介護相当サービス事業の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供状況等について、当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した通所介護指定事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載した介護予防通所介護相当サービス事業の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (8) 通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防通所介護相当サービス事業の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) 通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっての留意点)

第56条 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題等に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な介護予防通所介護相当サービス事業の提供に努めること。
- (2) 通所介護指定事業者は、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切な運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供すること。
- (3) 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う介護予防通所介護相当サービス事業の提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。
- (4) 通所介護指定事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外のものに対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。
- (5) 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(安全管理体制等の確保)

第57条 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう緊急時の連絡方法をあらかじめ決めておかなければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な介護予防通所介護相当サービス事業の内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所介護指定事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

第4章 短期集中予防サービス事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第58条 短期集中予防サービス事業は、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、通所の方法により、3月から6月までの短期間に、保健・医療の専門職が、別に定

めるプログラムを実施することによって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業は、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケア(自分で自己の健康管理を行うことをいう。)に向けた動機づけ及び学習を行うことによって、居宅要支援者被保険者等がサービス事業を通じて、地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行わなければならない。
- 3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、別に定めるプログラムを目的、対象となる利用者及びプログラム概要に沿って、実施しなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第59条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、別に定める要件を満たす専門スタッフに、利用者に対するサービスを実施させなければならない。

(管理者)

第60条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業所ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第61条 短期集中予防サービス事業所は、短期集中予防サービス事業を提供する場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに短期集中予防サービス事業を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の短期集中予防サービス事業を提供する場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならない。ただし、面積について、利用者に対する短期集中予防サービス事業の提供に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供期間)

第62条 1人の利用者に対する短期集中予防サービス事業の提供期間は、3月から6月までの範囲内の期間とする。

- 2 同一の利用者に対する同一のプログラムの利用については、原則、1年度間に1回のみとする。(1月当たりの実施回数)の限度)

第63条 短期集中予防サービス事業に係る1人の利用者に対する1月当たりの実施回数は、5回を限度とする。

(サービスの具体的な実施方針)

第64条 短期集中予防サービス事業は、プログラムごとに別に定める実施期間、実施回数・時間、実施内容及び留意事項に沿ってサービスを実施しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第65条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第73条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第66条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携、当該地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号)に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第67条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業の提供に当たっては、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに対する情報の提供に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービス提供)

第68条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアプラン(介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランをいう。以下同じ。)が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿った短期集中予防サービス事業を提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

第69条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業を提供した際には、当該短期集中予防サービス事業の提供日及び内容、当該短期集中予防サービス事業について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受けるサービス事業支給費の額その他必要な事項を、介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプラン又はこれらに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第70条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定によりサービス事業費が利用者に代わり当該短期集中予防サービス事業指定事業者を支払われる場合の当該サービス事業費に係る短期集中予防サービス事業をいう。以下同じ。)に該当する短期集中予防サービス事業を提供した際には、その利用者から利用料(サービス事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該短期集中予防サービス事業に係るサービス事業費用額(実施要綱第5条の規定により算定されたサービス事業に要する費用(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)をいう。以下同じ。)から当該短期集中予防サービス事業指定事業者を支払われるサービス事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期集中予防サービス事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期集中予防サービス事業に係るサービス事業費用額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用の額その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の額について、利用者から支払を受けることができる
- 4 短期集中予防サービス事業指定事業者は、前2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(領収証の交付)

第71条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業の提供に関して、利用者から利用料等の支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収書を交付しなければならない。

- 2 前項の領収書に、前条の規定により支払を受ける額を区分して記載するとともに、同条第4項の支払を受ける額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(緊急時等の対応)

第72条 短期集中予防サービス事業の従業者は、現に短期集中予防サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、利用者が短期集中予防サービス事業を利用する際の緊急事態に対応できる体制を確保するため、安全管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて、当該マニュアルの改正を行わなければならない。

なお、当該マニュアルには、緊急時の対応フローを盛り込むものとする。

(運営規程)

第73条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 短期集中予防サービス事業の利用定員
- (5) 短期集中予防サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(非常災害対策)

第74条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(衛生管理等)

第75条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該短期集中予防サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該短期集中予防サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該短期集中予防サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(掲示)

第76条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期集中予防サービス事業員等の勤務の体制その他の利用申込者の短期集中予防サービス事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該短期集中予防サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

(秘密保持等)

第77条 短期集中予防サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、当該短期集中予防サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(苦情処理)

第78条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、提供した短期集中予防サービス事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等

の必要な措置を講じなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、[前項](#)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、提供した短期集中予防サービス事業に係る利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 短期集中予防サービス事業指定事業者は、市からの求めがあった場合には、[前項](#)の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第79条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、利用者に対する短期集中予防サービス事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、[前項](#)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、利用者に対する短期集中予防サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第80条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、利用者に対する短期集中予防サービス事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 別に定める基準に基づく個別介護予防プラン
- (2) [第69条第2項](#)に規定する具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [第77条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (4) [前条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(改善状況等の報告)

第81条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、市の定める方法に従って、短期集中予防サービス事業の提供による利用者の心身の状況の改善の状況その他の短期集中予防サービス事業の提供の成果について報告しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第82条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、利用者に対し適切な短期集中予防サービス事業を提供できるよう、短期集中予防サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該短期集中予防サービス事業指定事業者は、全ての短期集中予防サービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、[法第8条第2項](#)に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、適切な短期集中予防サービス事業指定事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 4 短期集中予防サービス事業指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該短期集中予防サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該短期集中予防サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該短期集中予防サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) [前3号](#)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(追加〔令和3年告示49—3号〕)

(業務継続計画の策定等)

第83条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 短期集中予防サービス事業指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 短期集中予防サービス事業指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(追加〔令和3年告示49—3号〕)

(短期集中予防サービス事業の提供に当たっての留意点)

第84条 短期集中予防サービス事業の提供に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 短期集中予防サービス事業指定事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(2) 短期集中予防サービス事業指定事業者は、短期集中予防サービス事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(追加〔令和3年告示49—3号〕)

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第85条 短期集中予防サービス事業指定事業者は、当該短期集中予防サービス事業の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に短期集中予防サービス事業を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(一部改正〔令和3年告示49—3号〕)

第5章 雑則

(追加〔令和3年告示49—3号〕)

(電磁的記録等)

第86条 訪問介護指定事業者及び通所介護指定事業者、短期集中予防サービス指定事業者の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この告示の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 訪問介護指定事業者及び通所介護指定事業者、短期集中予防サービス事業指定事業者の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(追加〔令和3年告示49—3号〕)

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第49—3号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、第27条第5項、第27条の2第1項、第28条第3項、第48条第3項及び第5項、第48条の2第1項、第51条第2項、第75条第3項、第82条第2項及び第4項、第83条第1項の規定の適用について、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。